

# 災害事例

災害発生年月：令和5年11月  
工事の種類：林業  
災害の種類：墜落、転落  
被災の状況：死亡1名

## 路肩から木材グラップル機が転落し、車外に投げ出される

### < 災害発生状況略図 >

#### 発災発生状況

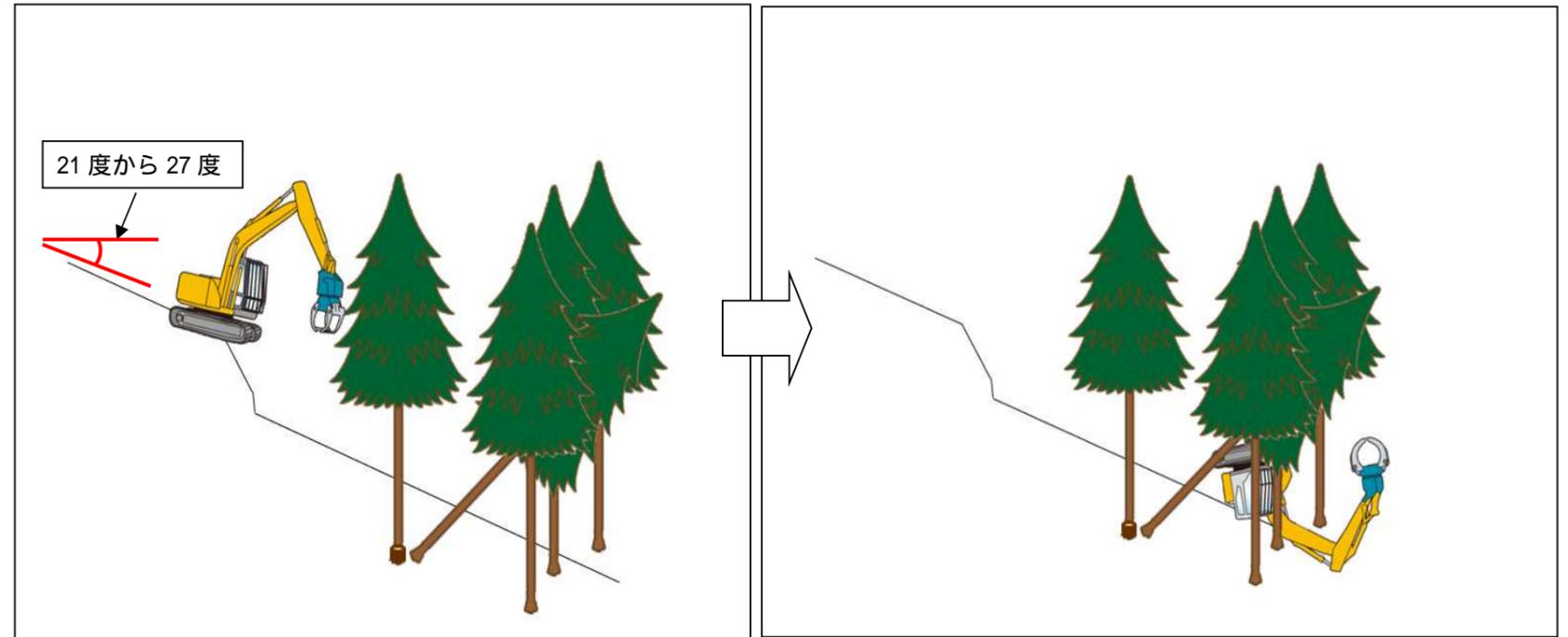
- 1 被災者は、チェーンソーを用いて受け口及び追い口が作られた立木を木材グラップル機のつかみ具で押し倒す作業に従事していた。
- 2 被災者は、立木を押し倒そうとした、又はつかもうとした際に、路肩から木材グラップルが転落し、被災者は途中で車外に投げ出された。

#### 発生原因

- 1 グラップルを安全性が確保されていない伐倒補助作業（つかみ具による立木の保持や押し倒し）に使用したこと。
- 2 傾斜地の路肩付近にグラップルを据え作業を行ったこと。
- 3 転倒時保護構造（ROPS）を有するグラップルを使用していなかったこと。

#### 再発防止対策

- 1 グラップルをつかみ具による立木の保持や押し倒しなどの用途外作業に使用しないこと。  
（隣地へ倒れない方法として、ウインチ、チルホールなどを使用すること。）
- 2 グラップルによる作業は、傾斜地や路肩付近の作業を避けることを原則とし、やむを得ない場合は、路肩を補強する、排土板を備えた機体を使用する、誘導者を配置するなど多重の対策を講じること。
- 3 墜落する危険性のある個所では、転倒時保護構造（ROPS）を有するグラップルを使用し、運転席のドアを閉め、シートベルトを着用すること。  
（重篤化防止）



平成26年6月1日改正 転倒時保護構造及びシートベルト（安衛則第151条の93）【努力義務】

路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で車両系木材伐出機械を使用するときには、転倒時保護構造があり、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないよう努めてください。  
また、運転者にはシートベルトを使用させるよう努めてください。

